

令和7年度「坂井市納税通知書送付用封筒」有料広告募集要項

市では、自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に、「坂井市納税通知書送付用封筒」に有料広告を掲載する企業等を募集します。この「坂井市納税通知書送付用封筒」は、年間約8万枚が各家庭などに発送され、市民の目に留まる機会が多いことから、宣伝効果の高い広告媒体です。

この機会に、ぜひ「坂井市納税通知書送付用封筒」の有料広告をご利用ください。

なお、広告主の皆様からいただく広告掲載料は、この封筒の製作費の一部に充てさせていただきます。

■広告の規格・掲載料等

広告規格	広告掲載場所	作成枚数	募集枠数	掲載料 (1 枠)
縦5cm×横5cm 単色刷	坂井市納税通知書送付用 封筒裏面（長形3号） ・市民税納税通知書送付用封筒裏面 ・固定資産税納税通知書送付用封筒裏面 ・国民健康保険税納税通知書送付用封筒裏面	約80,000枚	4 枠	8 万円

※ 広告の掲載位置は、各事業所様と協議の上、過去の掲載位置等も勘案し決定します

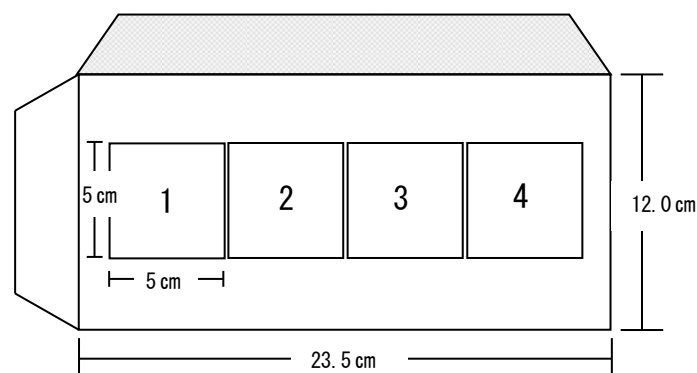
※ 募集枠数を超える応募があった場合、掲載広告は抽選により決定します

※ 広告の掲載は、2 枠以上結合して掲載することができます（申込者の数が募集した枠数に満たない場合）

※ 掲載枠数が募集枠に満たず、かつ2 枠以上の利用希望がない場合は、募集が無かった分の広告枠数を減らして掲載します

■広告掲載位置

封筒裏面（長形3号）



■使用期間

- (1) 令和7年4月から翌年3月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、市がその期間以前に作成した共通封筒等の在庫がある場合、広告掲載封筒を作成後もしばらくの間は、過去に作成した封筒を使用することができるものとします。
- (2) 令和7年4月から翌年3月までの間、広告掲載封筒を使用するものとするが、期間内に作成した広告掲載封筒が全て使用されずに在庫が残った場合、広告掲載封筒を広告掲載期間終了後もしばらくの間、使用できるものとします。

■申し込み方法

次の①と②を税務課に持参またはメールにより提出して下さい。

① 坂井市納税通知書送付用封筒有料広告掲載申込書

この申込書は、市のホームページからダウンロードできるほか、税務課にも備え付けています。

② 広告の電子データ

次のいずれかのファイルにより作成してください。なお、電子データ制作に係る費用は申込者の負担となります。

- ・ワードまたはエクセルのファイル
- ・TIFF の画像ファイル

※文字データ（フォント）はアウトライン化したデータで提出してください

※電子データは、原則としてメールに添付して送付してください

なお、都合により持参となる場合は、CD-R に保存して提出してください。

■募集期間

令和6年11月27日(水)～ 令和6年12月16日(月)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

■広告掲載の決定

(1) 広告掲載の決定

広告審査会による審査を経て、広告掲載の可否を決定します。なお、募集枠数を超える応募があった場合、掲載広告は抽選により決定します。

(2) 広告掲載位置の決定

広告を掲載することが適当と認める申込みが2件以上あるときは、掲載の位置は各事業所様と協議の上、過去の掲載位置等も勘案し決定します。

(3) 掲載枠数

掲載枠数は1広告主につき1枠とします。ただし、申込者の数が募集した枠数に満たない場合は、希望する者に複数枠の利用を認めます。

■広告掲載料の納入について

広告掲載決定後、市から「広告掲載決定通知書」が、広告主となられる方に郵送されます。広告掲載料は、令和7年4月1日以降に納入通知書を送付いたしますので、期限までに指定の金融機関で納めてください。

■問い合わせ

坂井市財務部税務課

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄 1-1 電話 0776-50-3023 FAX 0776-66-2932